

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり 3万円

給付金の支給時期

役場が確認書(または申請書)を受理した日から2週間前後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」で令和5年
1月2日以降に転入した方がいる世帯

返送が必要です

返送期限：令和5年10月2日（月）
滝上町から届く確認書の内容を確認し、必要事項を記入のうえ返送してください。
※対象の世帯主宛に町から確認書を8月上旬に発送いたしますが、届かない場合は、役場担当窓口までお問合せください。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間：令和5年8月1日（火）
～令和5年10月2日（月）

滝上町役場保健福祉課福祉係への申請が必要です。

【申請書配布先】滝上町役場保健福祉課福祉係

詳しくは裏面「II」へ

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から滝上町にお住まいの場合は

- 対象となる世帯には、滝上町役場保健福祉課福祉係から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、返送用封筒で役場へ



返送してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと

II 世帯全員の令和5年度「住民税均等割が非課税」で令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯

世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合は

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に滝上町役場保健福祉課福祉係の窓口に、直接または郵送でご提出ください。



住民税非課税世帯に対する給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

滝上町電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金窓口

滝上町役場保健福祉課福祉係  **29-2111**

(内線 237・238)